

1

まちづくり方針

安全でいつも安心して
住めるまちづくり

目指す姿

1-1
災害から市民の
生命と財産を守る

- 災害に強いまちになる
 - ▶ 1-1-1 強靱な防災基盤の構築
- 減災への対策が進むことで、最小限の被害に抑えられる
 - ▶ 1-1-2 風水害対策の強化
- 消防力の強化が図られることで、災害への対応力が向上する
- 適切で高度な救急処置を受けることができる
 - ▶ 1-1-3 消防体制の充実

1-2
安心して暮らせる
地域社会をつくる

- 安心して暮らせるまちになる
 - ▶ 1-2-1 防犯活動の強化
- 安心して道路を利用することができる
 - ▶ 1-2-2 交通安全対策の推進
- 市民の抱える問題の早期解決が促進される
- 安全・安心な消費生活をおくることができる
 - ▶ 1-2-3 市民相談体制の充実

● まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり 災害から市民の生命と財産を守る

1-1-1 強靱な防災基盤の構築

■ 現状

- 三郷市の地形は平坦で山などにより遮るものもないため、竜巻・突風などの局地的・短時間に甚大な被害をもたらす災害も昼夜を問わず発生する可能性があります。
- 東京湾北部地震や茨城県南部地震といった巨大地震が発生した場合、ライフライン施設への深刻な影響や、木造住宅が密集している地区を中心に、大規模な延焼火災に至ることが想定されます。
- 避難所の開設及び運営が混乱なく円滑に行われることが求められています。
- 三郷市自主防災組織¹連絡協議会において地域住民が自主的に活動しています。
- 様々な自然災害に対する備えが市民から重要視されています。
- 全国的に橋りょうや上下水道管など、市民生活を支える社会基盤施設の老朽化が深刻な課題となっており、これらの対策や適切な維持管理の重要性が再認識されています。
- 昭和56年5月以前に旧耐震基準に基づき建築された建築物や、適切に維持管理されていない空家等や分譲マンションなどが存在し、災害時の被害拡大に繋がる恐れがあります。

■ 課題

- 起こり得る災害の特性を考慮して適切に対処できる応急体制を整える必要があります。
- 平常時から避難所となる施設管理者、地域住民と顔の見える関係を築き、ルール作りなどを話し合う議論の場を通じて、地域の実情に応じた体制の整備が必要です。
- 災害を軽減するためには、「自助」と「共助」の意識をもつことが必要です。
- 老朽化した橋りょうの補修などによる長寿命化対策や緊急輸送道路²の安全点検、危険な構造物の改修、橋りょうや上下水道管などの耐震化や維持修繕、昭和56年5月以前に旧耐震基準に基づき建築された建築物や、適切に維持管理されていない空家等や分譲マンションなどの安全性の確保が必要です。

1 自主防災組織：地域住民が自主的に結成する防災組織のこと。平常時の活動は防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備などを行い、災害時の活動は情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出保護、避難誘導などの活動を行う。

2 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。

SDGsに向けた方向性



普段から災害を想定した行政運営を行うとともに、市民の「自助」の意識を向上することで、災害による死者や被災者数を大幅に減らします。

施策実現のための取組み

災害に対する 応急体制の迅速な整備	予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民に分かりやすく示すことができるよう取組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。
避難所の円滑な運営のための 委員会の設置	平常時から避難所運営に関わる手順などのルールを取り決め、その手順の実効性について、訓練を通じて確認します。
物資等供給体制の整備	災害時の電力・ガス等のエネルギーや上下水道の使用停止に備え、食料・飲料水等の計画的な備蓄、避難所設営に必要な備品の充実に努めます。
災害に対する 地域の活動支援	三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が自主的に活動できるよう、各種企画事業を支援し、市民の防災意識の向上を図ります。
地域の防災リーダーの育成	自主防災活動の活発化のため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。
災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設の整備	地域コミュニティの醸成や防災学習の場としての機能を持ち、かつ、災害時には避難スペースとしての防災機能を発揮できる施設の整備を図ります。
建築物の安全性の確保	昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化に必要な支援や、空家等の所有者、マンション管理組合などへの適切な管理の働きかけ等を通じて、災害時の被害軽減に努めます。
住環境の防災性向上の推進	火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域または準防火地域 ³ の指定拡大などを検討します。

関連する個別計画

- 三郷市国土強靱化地域計画
- 三郷市地域防災計画
- 三郷市空家等対策計画
- 三郷市マンション管理適正化推進計画
- 三郷市建築物耐震改修促進計画

関連する取組み

- 公共下水道施設の耐震化及び維持管理
- 橋りょうの適正管理
- 地震に強い強靱な管路の構築
- 自治体間連携による行政サービスの向上
- 民間企業等との連携の推進
- 民間事業者との災害時応援協定の締結

関連施策

- 3-2-3
- 4-2-2
- 4-2-4
- 経2-2
- 経2-3

³ 防火地域または準防火地域：市街地における火災の危険性を低減させるため、建物に一定の耐火性能等の確保を求める地域のこと。

● まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり 災害から市民の生命と財産を守る

1-1-2 風水害対策の強化

■ 現状

- 三郷市は河川に囲まれた低地帯であるため、利根川、江戸川、荒川、中川等の大河川の堤防から水が溢れると、市内の大半が浸水すると想定されています。
- 近年頻発する集中豪雨により、排水路等の処理能力が一時的に不足し、これまで以上に浸水被害の発生が想定されます。また、満潮時等には、主な排水先である大場川の水位が高くなり、少し強い雨でも浸水被害が発生する危険性があるため、埼玉県と連携して令和3年度に大場川下流排水機場を増強し、大場川から江戸川への排水量を増やして大場川の水位低下を図っています。
- 江戸川水防事務組合¹において、江戸川河川流域に面した自治体が協力連携して洪水や水害等についての対策や対応に取り組んでいます。

■ 課題

- 近年頻発している集中豪雨等の大雨への対策として、排水施設の計画的な整備・改修や排水能力の保持のほか、大場川上流排水機場の増強、また、市内各所に設置している排水機場の多くは建設から長期間経過しており、老朽化対策が必要です。
- 雨水の流出による河川への負担を軽減させるため、調整池など雨水貯留施設の整備や、また市民及び事業者に雨水貯留浸透施設の設置を促すことが必要です。
- ハザードマップ²の普及を図ることで、「公助」のほか、「自助」「共助」の意識を高めることが必要です。
- 災害が想定される場合の正確な気象、防災情報の入手方法、避難行動を開始する判断の目安について、住民への確実な伝達が求められています。
- 河川の氾濫などの大規模被害を最小限に食い止めるには、河川流域に面した自治体が協力・連携して水防対策を強化し、訓練等を通じて実効性を高めていくことが重要となっています。
- 要配慮者利用施設³の管理者等は、洪水時の避難確保計画⁴の策定と計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられており、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があります。

1 江戸川水防事務組合：昭和39年に江戸川右岸の水防に関する事務を共同処理するために設置された一部事務組合のこと。現在は、三郷市・吉川市・松伏町・春日部市の三市一町で構成する埼玉県知事指定の指定水防管理団体である。上流から春日部市～松伏町～吉川市～三郷市までの32キロメートルの河川区域における洪水等の水災被害の軽減を目的としている。

2 ハザードマップ：災害による地域の危険度予測を地図上に示し、市民の災害への備えや避難行動に役立てるために作られた防災地図のこと。

3 要配慮者利用施設：主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。（社会福祉施設、学校、医療施設等）

4 避難確保計画：水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練の実施などの事項を定めた計画のこと。

SDGsに向けた方向性



河川や水路の排水能力の向上を図るとともに、市民の自助や共助による水防災への意識向上を目指します。

施策実現のための取組み

河川や水路の整備・改修	河川の整備・改修の推進を国や県の関係機関に働きかけるとともに、引き続き、市管理の河川や水路の整備・改修に努めます。
河川や水路、排水機場の維持管理	河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。
雨水貯留浸透施設設置促進	公共施設等を活用した貯留施設などの整備、また市民及び事業者へ雨水貯留浸透施設の設置を推進します。
排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備	大場川上流排水機場の排水能力向上のため、国や埼玉県と連携してポンプの増強に向けた検討に努めます。また、治水対策として排水施設の計画的な整備や、老朽化対策などに努めます。
水害ハザードマップの普及	事前に危険個所を把握し、洪水の危険性が迫っているときに安全かつスムーズな避難行動がとれるよう自助の意識を高めます。
的確で迅速な災害発生情報の提供	様々なメディアを通じて発信される各種災害情報を紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。
江戸川水防事務組合の活動の充実	水防演習の実施や水防資機材の整備等、協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が実施されるよう、体制整備に努めます。
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	洪水時の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れが発生するのを防ぎます。

関連する個別計画

三郷市国土強靱化地域計画

江戸川水防事務組合水防計画

三郷市地域防災計画

関連する取組み

浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新

避難行動要支援者支援制度の推進

自治体間連携による行政サービスの向上

関連施策

4-2-4

7-2-1

経2-2

● まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
災害から市民の生命と財産を守る

1-1-3 消防体制の充実

現状

- 高速道路など交通網の整備が進み、産業拠点を中心とする企業立地に伴う雇用創出などにより、流入人口¹の増加も見込まれます。まちの発展と災害発生率は比例する傾向があります。
- 救急需要が増大することにより、救急活動時間の延伸や、これに伴う救命率の低下が懸念されます。
- これまでも消防施設や消防資機材等の整備を行っていますが、社会環境の複雑化から発生する災害は、今までに経験したことのない困難な災害となる恐れがあります。
- 消防団員の減少による地域防災力の低下を防ぐため、消防団協力事業所制度²や消防団協力サポーター事業³を行い消防団員の確保に努めていますが、雇用形態の変化により人員確保ができず高齢化が進んでいます。

課題

- 災害発生率の高まりや救急事案の増加が見込まれるため、市民の生命に直結している消防及び救急体制の維持・強化が必要です。
- 応急手当普及員を育成し、市民が相互に助け合える環境づくりが重要です。また、24時間使用可能なAEDの設置を促進することが必要です。あわせて将来の地域防災の担い手となる人材育成も必要とされています。



少年消防クラブ3days訓練（放水訓練）



解体する岩野木学校給食センターを利用したドア破壊訓練

- 1 流入人口：三郷市以外に常住し三郷市に通勤・通学する人口のこと。
- 2 消防団協力事業所制度：三郷市消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、地域の消防防災力の充実強化を図るための取組みのこと。
- 3 消防団協力サポーター事業：消防団応援店において、「消防団員サポートカード・消防団員家族サポートカード」を提示した際そのお店の特典などが受けられ、消防団員の確保や地域消費の促進を目的とした取組みのこと。

SDGsに向けた方向性



計画的な消防力の整備・更新等により、消防活動や救急活動の質の向上を図ります。あわせて、自分のまちは自分で守るという意識の醸成を図ります。

施策実現のための取組み

消防施設等の充実	消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全安心な暮らしの達成に取り組めます。
消防車両等の計画的な更新整備	まちの発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安全と安心を守ります。
精強な部隊の育成	複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。
救急業務の高度化	救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組めます。
消防団の充実強化	地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。
地域防災力の強化	古くなった消防団機械器具置場の建替えや、必要な装備品の購入を行い災害への備えをより強固にします。
AEDを含む応急手当の普及推進	市民相互に助け合えるまちになることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践するとともに、AEDの設置箇所について広報紙や市ホームページ等で周知を図ります。
次世代リーダーの育成	少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習する機会を提供することにより、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。

関連する個別計画

- 三郷市消防本部消防車両等更新計画
- 消防資器材整備計画
- 救急救命士就業前研修・再教育計画
- 消防力の整備指針
- 消防団充実強化計画

関連する取組み

自治体間連携による行政サービスの向上

関連施策

経2-2

● まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-1 防犯活動の強化

現状

- 市内における犯罪の件数は増加傾向にあり、特に自転車盗や車上ねらい、侵入盗などの被害が多発しています。
- 犯罪が巧妙・悪質化してきており、振り込め詐欺による被害の増加や子どもや高齢者など弱い立場の人を狙った犯罪なども目立つようになってきています。
- 多様化する犯罪に対し、市民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わない心構えを持った行動が求められています。

課題

- 犯罪の抑止を図るため、防犯の啓発や自主防犯パトロール、子どもの見守りなどの防犯活動を強化するなど、地域住民と一体となって安心して暮らせるまちづくりのための取組みを行うことが必要です。
- 安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取組みを強化していく必要があります。
- 犯罪等の被害に遭った市民をはじめその家族や遺族が安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。



高州・東町地区防犯ステーション



青色防犯パトロール実施中

SDGsに向けた方向性



防犯活動を市民とともに積極的に行い、犯罪の抑制に努めることで、誰もが安心して暮らすことができるまちの実現を図ります。

施策実現のための取組み

犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進	警察及び関係団体との連携のうえ、犯罪情報の発信、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。
防犯意識の高揚	多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、市民の防犯意識を高める取組みを実施します。
地域防犯環境の整備	地域の犯罪を防止するため、町会等における防犯灯の設置を推進します。
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	防犯ステーション ¹ を活用し、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯パトロールの実施や防犯対策の普及啓発に努めます。
犯罪被害者への支援	犯罪被害者等傷害見舞金の支給をはじめ、犯罪被害者に対する相談及び支援を推進します。



防犯講話で悪質商法・特殊詐欺を撃退

¹ 防犯ステーション：地域防犯の活動拠点のこと。

● まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-2 交通安全対策の推進

現状

- 平成16年以降、交通事故死傷者数は減少傾向となっていますが、交通事故死傷者数全体に占める自転車や高齢者の死傷者数の割合は増加傾向にあります。
- 国の関係機関、埼玉県統計では、歩行中における交通事故死傷者数について「7歳の割合が多い」とされています。

課題

- 特に「小学生」「高齢者」「自転車」をキーワードに交通安全啓発に力を入れ、交通事故防止に努めていくことが必要です。
- こどもが交通安全教育の学びを身に着けるためには「継続的な教育」と「問いかけ」が重要です。
- 交通事故が起きにくい交通環境を整備するため、交通安全施設のさらなる充実や老朽化対策が必要です。
- 公共の場所における自転車の放置を防止し、良好な生活環境を保持することが求められています。



交通安全教室

SDGsに向けた方向性



すべての人にとって、安全で快適な道路環境が提供されるとともに、市民の交通安全への意識が向上することで、交通事故が少ないまちの実現に努めます。

施策実現のための取組み

交通マナー向上に向けた啓発の推進	交通安全運動や幼児・児童生徒及び高齢者に対する交通安全教室の実施など、交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚と交通ルールの普及啓発を図ります。また、保護者・教育者に対して「こどもへの継続的な教育」ができるように環境づくりを行います。
高齢運転者の交通事故の防止	運転免許証の自主返納を推進し、高齢運転者の交通事故の防止を図ります。
交通安全施設の整備	交通事故の防止、交通の安全及び円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置するとともに、計画的かつ定期的な点検・修繕を行います。
放置自転車の対策	自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還を行います。

関連する個別計画

三郷市交通安全計画

関連する取組み

安全で良好な住環境の整備	4-1-3
安全・安心な道づくりの推進	4-2-2
自転車利用の推進	4-2-3

関連施策

- まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
安心して暮らせる地域社会をつくる

1-2-3 市民相談体制の充実

■ 現状

- 市民にとって身近に利用できる市民相談（法律相談等）を実施していますが、相談の内容が複雑・多様化しています。
- 社会の高齢化に伴い、高齢者を狙った悪質商法に関する相談が増加しています。
- 消費生活相談員は、専門資格を必要とするため、人員の確保が難しい状況となっています。

■ 課題

- 受付の際は、相談内容をよく聞き取り、適切に各種の相談へつなげる必要があります。
- 悪徳商法の手口の周知や、被害を未然に防止するための啓発活動に力を入れていく必要があります。
- 消費者被害から高齢者等を地域全体で守る仕組みをつくる必要があります。
- 消費生活相談員の確保を図るとともに、複雑・多様化していく消費者問題に対応する必要があります。

SDGsに向けた方向性



誰もが地域社会の中で、気軽に相談することができる相談体制の充実を図ります。また、消費生活に関して必要な情報を提供します。

施策実現のための取組み

市民相談の充実	市民が抱える問題を解決するため、専門家による相談体制の充実を図ります。
消費者の自立のための支援	広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。
消費者被害の未然防止	消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。
消費生活センターの相談機能の向上	複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員等のレベルアップを図ります。



生活安全・消費生活パネル展

